

人材紹介に関する手数料及び返還金規定

(報酬の支払い及び時期)

乙が本契約に基づき甲に紹介した丙が甲において採用され、甲に入社した場合、甲は乙に対して本業務遂行の対価として以下の報酬を支払うものとする。また、報酬にかかる消費税は甲の負担とする。尚、乙が紹介した丙を甲の諸事情により一旦不採用としたにも関わらず、再度甲が採用し入社に至った場合も、乙の紹介から1年以内に限り、以下の報酬を支払うものとする。この場合、甲は速やかに丙を採用したことを書面、ファクシミリ又は電子メールで乙に通知するものとする。

$$\text{報酬額} = \text{理論年収} \times 30\%$$

※ 理論年収とは、社員として1年間全て在籍した場合に想定される年収（各種手当や賞与等を含む）を意味する。また、甲が年俸制を導入している場合には、その年俸を適用する。

なお、支払い期限は丙の入社月の末日までとし、乙により提出される請求書に基づき、報酬額を乙の指定する銀行口座に一括現金にて払い込むものとする。

1. 乙が紹介した当該人材を、甲が乙に採用内定を通知した後、甲が正当な事由なく一方的都合により内定を取り消した場合には、甲は速やかにその旨を乙に通知する。この場合、甲は乙に第4条1項に基づき算定される報酬額の2分の1相当額を支払うものとする。

また、甲に入社した丙が専ら甲の責めに帰すべき事由により退職するに至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

2. 乙が紹介した丙が、もっぱら丙の責めに帰すべき事由のほか、甲の責めに帰すべからざる事由により退職するに至った場合、退職した日が入社後90日以内である場合に限り、下記の基準に基づき退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 退職日が入社後30日以内の場合 | 報酬額×80% |
| ② 退職日が入社後60日以内の場合 | 報酬額×50% |
| ③ 退職日が入社後90日以内の場合 | 報酬額×20% |

東京都港区赤坂 4-2-8
バディーズ株式会社
代表取締役 堀 秀行